

「ガラスびん」のリサイクルについて

◇ガラスびんは、容器包装リサイクル法に基づいてリサイクルしています。容器包装リサイクルの対象となる基準は、商品（飲み物や食品など）が入っていた容器（びん）となりますので、飲料水・食品・酒類・調味料・飲み薬・化粧品などの空きびんが対象となります。

なお、ガラスコップは、びん類と同じ素材ですが「食器」であり、お店で購入した時に、内部に商品（飲み物や食品など）が入っていませんので、容器包装リサイクルの対象外となります。

◇リサイクルできるガラスびん



◇ガラスびんの正しい出し方

①キャップを取る

金属製のキャップは「燃やせないごみ」に、プラスチック製のものは「プラスチック製容器包装」に出してください。

②中を水ですすぐ

汚れや油分が落ちない調味料や化粧品のびんは燃やせないごみに出してください。

◇リサイクルできないもの



○耐熱性ガラス、ガラス製の食器、哺乳びん、コップは「容器包装リサイクル」の対象外となりますので燃やせないごみに出してください。

○口部も乳白色のびんは、ガラスびんと溶解温度が違います。混入するとリサイクルできなくなってしまうので燃やせないごみに出してください。

○薬品や消毒液はリサイクルの過程で有毒なガスが発生する恐れがありますので燃やせないごみに出してください。
※飲み薬が入っていたびんはリサイクルできます。

酒の一升瓶やビール瓶は、なるべく販売店に戻るか町内会等で行う集団回収に出してください。

問い合わせ：会津若松市 廃棄物対策課 電話 27-3961